

【必読!!】

長後地区防災拠点本部

各指定避難所にて令和7年度避難所運営委員会を開催!!

長後地区には、自治会の区域ごとに6か所の指定避難所があります（裏面参考）。

毎年8月頃に、自治会長、自主防災会長などの方にも参加いただき、避難所運営委員会を開催し、マニュアルの確認や避難所開設訓練、施設確認などを議題としています。

より多くの方に情報共有を図るため、一部抜粋して今年度の内容をお知らせいたします。

藤沢市避難所運営マニュアルについて

（今回一緒に回覧している冊子です）

藤沢市避難所運営マニュアルは、
市ホームページでも確認できます



1. 避難所が必要な背景

阪神淡路大震災（1995）では行政職員も被災し出勤は約2割。

救助の多くは隣近所によるものだった。→「自助・共助・公助」の重要性が確認された。

東日本大震災、熊本地震、新型コロナの経験を踏まえ、現行マニュアルが整備された。

→ マニュアル裏表紙「はじめに」参照

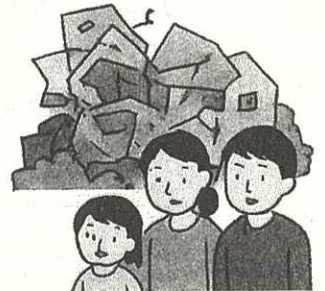
2. 避難所開設の条件と地域の取組み

「震度5弱以上」の地震などで市が避難所を開設。

地域では毎年・

夏休み：避難所運営委員会（話し合い）、11月：総合防災訓練（実地訓練）

→ マニュアル P.2 「マニュアルの位置付け・構成」参照



3. 避難所とは

自宅倒壊などで「在宅避難ができない人」のために開設。

快適な生活を保証する施設ではなく、必要最低限かつ公平な支援が原則。

要配慮者（高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦など）や男女双方の視点を取り入れる。

→ マニュアル P.3 「指定避難所について」参照

4. 運営主体と役割分担

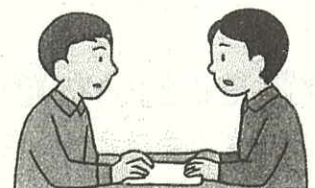
自治会・町内会、自主防災組織：避難所が情報収集・発信など地域コミュニティの中心的役割となるよう協力。避難所生活の支援は避難者が積極的に担う。

避難者：受け身ではなく、積極的に運営に参加。

市職員：立ち上げを主体的に行い、その後は事務局機能を担う。

施設管理者：開設時の安全確認、運営への協力。

→ マニュアル P.5- 6 「避難所運営委員会」参照



5. 感染症対策

受付で体調確認、一般スペース・要配慮者スペース・専用スペースを分ける。

→ マニュアル P.4 「避難所における感染症対策の目的・方針」参照

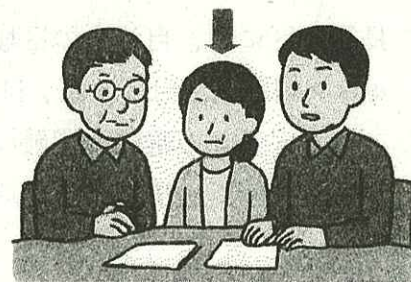
6. 避難生活での配慮

要配慮者：それぞれ配慮すべき事項が異なることを理解する（例：精神障がい≠身体障がい）。

ペット：屋内不可、屋外に専用スペースを設置。

女性の視点：性別で役割を固定せず、意思決定にも参画（例：女は料理・洗濯、男がリーダー）。

→ マニュアル P.9- 10, P.11, P.12 参照



7. 発災時の行動フロー

- ①身の安全を確保（シェイクアウト訓練でも実践）。
- ②隣近所の安否確認（倒壊・火災の影響確認も含む）。
- ③一時避難場所集合／組長が安否確認／SNS で情報収集。
- ④自宅で生活できない人を避難所へ案内。
- ⑤市職員・施設管理者が安全確認 → 開設準備 → 運営開始。

→ マニュアル P.8「避難所開設・運営・閉鎖までの流れ」、P.23「初動期の対応」参照

8. トイレ対策

建物が無事なら「既存の便器＋トイレ処理袋」を優先使用。

頻度は個人差もあるので各家庭でもトイレ処理袋の備蓄を推奨。

→ マニュアル P.59- 60「避難所のトイレ利用」参照



【まとめ】

避難所は「最低限の生活をみんなで協力して守る場所」。

自助・共助・公助の意識を持ち、日頃からの訓練・備えを続けましょう。

指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所	指定避難所
長後小学校	富士見台 小学校	長後中学校	高倉中学校	藤沢総合 高等学校	こぶし荘
自治会名	自治会名	自治会名	自治会名	自治会名	自治会名
サンハイツ渋谷	富士見台ハイイツ	長後五区	中高倉北	ひかり	下土棚西
長後通北部 第一	下土棚東	長後	中高倉南	グリーンパーク	諏訪棚
長後通北部 第二	コーポ土棚	新長後第一	下高倉第二	藤美会	
長後通北部 第三		新長後第二	富士見が丘	長栄会	
桔梗台		新長後第三	長後四区	上合	
上高倉滝の上		長後七区	末広町	みずくぼ	
上高倉丸山				伊勢山	
上高倉中部				長後通北部 第二	
上高倉南部					
長後一区					
長後二区					
長後三区					
長後六区					
長後通り南部					
レーベン藤沢					

※R7～R8にかけて移行

回覧をご覧いただいた皆さまへ

避難所運営委員会は、自治会の会長や自主防災会長に出席を依頼しておりますが、会合などで、マニュアルの説明やDVD上映などをご希望がありましたら、お気軽にご相談ください。

長後地区防災拠点本部 長後市民センター 地域づくり担当

住所：長後5 1 3 受付時間：平日 8:30～12:00・13:00～17:00

電話：0466-44-1622 FAX：0466-46-7034 メール：fj-chougo-c@city.fujisawa.lg.jp

メール

